

# 事業主による次世代育成支援対策として考えられるもの

(「行動計画策定指針」より)

行動計画に盛り込む内容としては、次のようなものが考えられますが、**これらを全て盛り込む必要はなく、企業等の実情に応じてこのうち必要なものを盛り込むこと**とし、これら以外の内容を盛り込んでも構いません。

## 1. 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

**育児をしている労働者を対象とする取組です。**

- 妊娠中及び出産後における配慮
- 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進
- 育児・介護休業法の規定を上回る、より利用しやすい育児休業制度の実施
- 育児休業期間中の代替要員の確保や育児休業中の労働者の職業能力の開発・向上等、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
- 短時間勤務制度やフレックスタイム制度の実施等、労働者が子育てのための時間を確保できるようにするための措置の実施
- 事業所内託児施設の設置及び運営
- 子育てサービスの費用の援助の実施
- 子どもの看護のための休暇の措置の実施
- 育児等退職者についての再雇用特別措置等の実施 等

## 2. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

**育児をしていない労働者をも含めて対象とする取組です。**

- ノー残業デー等の導入・拡充や企業内の意識啓発等による所定外労働の削減
- 年次有給休暇の取得の促進
- 短時間勤務や隔日勤務等の多様就業型ワークシェアリングの実施
- テレワーク（ＩＴを利用した場所・時間にとらわれない働き方）の導入
- 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための意識啓発

## 3. その他の次世代育成支援対策

**対象を自社の労働者に限定しない、雇用環境の整備以外の取組です。**

- 託児室・授乳コーナーの設置等による子育てバリアフリーの推進
- 地域における子育て支援活動への労働者の積極的な参加の支援等、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施
- 子どもが保護者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施
- 企業内における家庭教育に関する学習機会の提供
- インターンシップやトライアル雇用等を通じた若年者の安定就労・自立した生活の推進

認定を受けるために行動計画に盛り込むことが必要となる項目例